

## 市民後見人による後見活動と生活支援活動は どう連携するのが望ましいか

### 提 言

市民後見は地域共生社会実現のための試金石。  
市民後見活動は地域の明日に光を点していく  
活動。認知症者等の支援に関係する者は、  
地元自治体に対し市民後見人の養成や  
適切に活動するための支援に  
力を注ぐように働きかけ、協力しよう。

### 登壇者

【進行役】	大森 彌氏	東京大学名誉教授
	梶野 友樹氏	厚生労働省社会・援護局保護課長
	赤沼 康弘氏	赤沼法律事務所 弁護士
	北村 肇氏	(特非) 地域共生政策自治体連携機構事務局次長兼研究主幹
	小池 信行氏	山田二郎法律事務所 弁護士
	末長 秀教氏	大阪市成年後見支援センター所長

#### ■ 寄せられた声から

- 判断能力が低下してきた時の意思決定の重要性については、認知度は低いと思っています。私は現在任意後見人をしておりますが、最後の安心のために充実していかなければならないと痛感しました。
- 市民後見について、高齢化や報酬がないことの課題、地域づくりはとても興味深かった。
- 市民後見人の裾野を広げていくためには有償ボランティアが良いのではとの話があった。今の時代、様々なことについて無償ボランティアでは続いていかないのはなぜかを考えていたが、有償であることで受け手に責任感が生まれ、依頼側は遠慮しなくてよい。

## 議事要旨 大森 彌氏

登壇者は、大森彌（進行役）、赤沼康弘、末長秀教、梶野友樹、北村肇、小池信行の6名。うち、大森、赤沼、小池は2019年の大阪サミットに引き続き登壇であった。本分科会のテーマのねらいは「成年後見制度は課題が多いが、身上保護を中心に後見を行う市民後見人をどう育て、地域活動と連携させるかの道を探る」ことである。本分科会では、2019年の提言（「住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられるように身上保護などきめ細やかな支援を行うことができる市民後見人を各地で積極的に養成しよう」）を実効あるものにするため、どのような考え方や具体的な方策をとればよいかを検討し提言することを課題とした。

まず、成年後見制度の現状と課題を俯瞰するため、厚労省の梶野氏から、利用状況、選任割合の長期推移、地域連携ネットワークとその中核となる機関、利用促進の体制整備状況、市民後見人の養成に関する実施状況、市町村における司法との連携に関する諸課題、厚労省成年後見制度利用促進専門家会議の中間とりまとめ（地域共生社会の実現に向け権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を図るなど）等に関する報告がなされた。続いて、末長氏から、大阪市成年後見支援センターによる市民後見人の育成とその活動実態について説明があった。養成講座を開講して15期目を迎え、令和3年3月末で研修を修了して市民後見バンクに登録された人が286名、272件の事案で市民後見人が選任されているなど実績を上げている。ここでは市民後見人の活動を地域における支え合い活動（ボランティア）として位置付けている。

この2報告を受けて、「適切な市民後見人の活動を広めるために」を目的に、あらかじめ事務局を通じて提示されていた5つのテーマについて、それに即した発言要旨を準備していた北村氏がまず発言し、それを受けて全員から順次意見の開陳が行われた。①市民後見人の役割としては、本人の意思を見極めるための定期的な訪問、ケアプランの点検、本人が適切な介護や医療を受けるための契約などが典型的な役割で、ケア関係者との違いは本人の意思を踏まえて適切なケアが行われているかどうかをチェックすること。②市民後見人と専門職後見人は、職務としては同じであるが、専門的な判断には地域連携ネットワークや後見人等を受任している法人のバックアップが必要になること。③市民後見人の養成では本人の立場で考え、適切な意思決定支援と生活支援ができることを学ぶこと。④市民後見の担い手候補としては、市区町村・公証役場・金融機関などの退職者、一般市民の立場で行政等の事業を担っている人びと（民生・児童委員、介護相談員、消費生活センターの相談員など）、専業主婦、介護職・医療職の経験者などが期待されること。⑤市民後見人の処遇としては、報酬を前提としないことがあってもよいが、今後支援が必要な人がかなり見込まれ、市民後見も仕事として行う以上、有償ボランティアという選択肢も十分考えられること。

まとめ：判断能力が不十分な人が増える中で、訪問しやすく身近で話しやすく身上保護を行う市民後見人は、今後の地域共生社会を支える重要な人財であり、その活動は地域の明日に光を点していくものといえる。

### アンケートの結果 参加者概数：165名（オンライン：158名、会場：7名） 回答者数：46名

